

和歌山県監査公表第4号

令和4年3月16日付け監査報告第24号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年2月3日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 谷 洋 一
和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 和歌山県公営競技主催者協議会

監査実施年月日 令和4年1月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 預り金残高の内訳を把握しておらず、歳入として計上すべき額を計上していなかったことにより、和歌山県公営競技主催者協議会に対する県負担金が過大に交付されていたので、適正に処理されたい。	注意事項 預り金の管理に当たっては、出納簿を新たに作成し、担当者以外においても残高の内訳を把握可能な体制に改めた。

2 和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会

監査実施年月日 令和4年1月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 会計処理規程では、歳入簿・支出予算差引簿を備えるよう定められているが、一括して出納簿で管理していたので、適正に処理されたい。 (2) 補助対象である委託契約書及び変更契約書に貼付した収入印紙において、印紙税額の誤りにより過貼付となっていた事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 会計処理規程に基づき、歳入簿と支出予算差引簿を作成し、適正な収支予算の管理に努めることとした。 (2) 過貼付となっていた印紙税額について県に報告し、補助金の返還手続を行った。

3 公立大学法人和歌山県立医科大学

監査実施年月日 令和4年1月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 長期継続契約において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 公立大学法人和歌山県立医科大学長期継続契約実施要領に定められた決裁区分について、関係職員に再度周知するとともに、決裁時の確認の徹底を図った。

4 みんなでつくる和歌川河川公園の会

(和歌山県和歌川河川公園)

監査実施年月日 令和4年1月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 有料施設の利用料金の減免において、減免金額の算出を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。 所管課に対する注意事項 和歌川河川公園において、協定書に定める有料施設の利用料金の減免金額の算出を誤っている事例があったので、指定管理者に対し、適正に指導されたい。	注意事項 減免金額の算出を誤り、過徴収した利用料金については、利用者に返金を行った。 所管課に対する注意事項 減免金額の算出を誤っていたことについて、指定管理者に適切に処理するよう、指導を行った。 また、指定管理者が減免金額の算出を誤り、過徴収した利用料金については、利用者に返金を行った。